

別紙2

第1回社債型種類株式発行要項（一部）

1. 募集株式の種類 楽天グループ株式会社第1回社債型種類株式（以下、「第1回社債型種類株式」という。）
2. 募集株式の数 未定
3. 発行価格（募集価格） 未定
「発行価格」とは、第1回社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額をいう。
4. 払込金額 未定
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 払込期日 未定
7. 申込株数単位 100株
8. 優先配当金 (1) 優先配当金
当社は、12月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下、「第1回社債型種類株主」という。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主とあわせて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、当社普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、次号①乃至③に記載する第1回社債型種類株式の配当年率（15パーセントを上限とする。以下、「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分の取り扱いについては、発行決議により定めるものとする。）（以下、「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に第1回社債型種類株式優先期中配当金（次項に定義する。）を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。
(2) 配当年率
① 第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社が発行している劣後特約付社債の

市場価格等を総合的に勘案した上で決定される値とする。

- ② 発行日から5年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から25年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に、本号①の配当年率の決定時に適用される発行決議により定める固定の基準金利への上乗せ幅（以下、「当初スプレッド」という。）及び0.25パーセントを加算した値とする。
- ③ 発行日から25年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加算した値とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、当該事業年度において適用のある配当年率を基準として発行決議により定める算定方法によるものとする。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、12月31日以外の日を基準日（以下、「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭）（以下、「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産分配金

当社は、剰余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対

し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、その1株当たりの発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1 1. 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

1 2. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

1 3. 種類株主総会

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、下記(5)及び法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができる。

(5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

① 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

② 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 4. 取得条項（会社による金銭対価の取得）

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日（発行日）（同日を含む。）から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、当該第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第1回社債型種類株式を取得すると引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定め

る額の金銭を交付する。ただし、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日(下記に定義する。)のいずれかが1月1日から3月31日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

本号の規定に従い第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項第(1)号に規定する金銭対価の取得又は特定の第1回社債型種類株主との合意若しくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得(以下、「金銭対価取得」と総称する。)を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額(下記に定義する。)につき、借換証券(下記に定義する。)を発行若しくは処分又は借入れ(以下、「発行等」という。)することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。ただし、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額(下記に定義する。)を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本性(パーセント表示される。)(ただし、借換証券となる当社普通株式の資本性は、100パーセントとする。)で除して算出される金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうち最も大きい金額とする。)をいう。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の払込金額の総額相当額に、各信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性(パーセント表示される。)を乗じた金額(信用格付業者毎に承認を得た資本性が相違することにより算出される金額が異なる場合には、そのうち最も大きい金額とする。)をいう。

「借換証券」とは、以下の①乃至③の証券又は債務で、借換証券である旨を当社が公表しているものをいう。なお、以下の①又は②の場合については、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、また、以下の②又は③の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

① 普通株式

② 上記①以外のその他の種類の株式

- ③ 上記①又は②以外の当社のその他一切の証券及び債務
15. 株式の併合又は分割等
- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
 - (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
 - (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。
16. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除
- 当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

ご注意：

本開示文書は当社の社債型種類株式に係る定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本開示文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。